

漁業法（昭和２７年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法５７条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
１	小型機船底びき網漁業（手繰第２種漁業：えび漕網漁業、手繰第３種漁業：けた網漁業、まんが漁業、その他の小型機船底びき網漁業：せき板漁業）	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の１	えび漕網漁業：周年、けた網漁業：１１月１５日から６月１０日まで、まんが漁業：１０月２０日から５月３１日まで、せき板漁業：６月１日から１２月３１日まで	１５馬力又は４８ｋＷ以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	５トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	８	県内に住所を有する者
２	小型機船底びき網漁業（手繰第２種漁業：えび漕網漁業、手繰第３種漁業：けた網漁業、まんが漁業、その他の小型機船底びき網漁業：せき板漁業）	操業区域の１	えび漕網漁業：周年、けた網漁業：１１月１５日から６月１０日まで、まんが漁業：１０月２０日から５月３１日まで、せき板漁業：６月１日から１２月３１日まで	１５馬力又は４８ｋＷ以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	５トン以上６．５トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	２３	県内に住所を有する者

3	小型機船底 びき網漁業 (手繰第2 種漁業：え び漕網漁業 、手繰第3 種漁業：け た網漁業、 まんが漁業 、その他の 小型機船底 びき網漁業 ：せき板漁 業)	操業区域の 2	えび漕網漁 業：周年、 けた網漁業 ：11月1 日から4月 30日まで 、まんが漁 業：12月 1日から3 月31日ま で、せき板 漁業：周年	25馬力又 は80kW 以下の許可 証に記載さ れている推 進機関の馬 力数以内	5トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	16	県内に住所 を有する者
4	小型機船底 びき網漁業 (手繰第2 種漁業：え び漕網漁業 、手繰第3 種漁業：け た網漁業、 まんが漁業 、その他の 小型機船底 びき網漁業 ：せき板漁 業)	操業区域の 2	えび漕網漁 業：周年、 けた網漁業 ：11月1 日から4月 30日まで 、まんが漁 業：12月 1日から3 月31日ま で、せき板 漁業：周年	25馬力又 は80kW 以下の許可 証に記載さ れている推 進機関の馬 力数以内	5トン以上 10トン未 満の許可証 に記載され ている船舶 の総トン数 以内	39	県内に住所 を有する者
5	小型機船底 びき網漁業 (手繰第2 種漁業：え び漕網漁業 、手繰第3 種漁業：け た網漁業、 まんが漁業 、その他の 小型機船底 びき網漁業 ：せき板漁 業)	操業区域の 2	えび漕網漁 業：周年、 けた網漁業 ：11月1 日から4月 30日まで 、まんが漁 業：12月 1日から3 月31日ま で、せき板 漁業：周年	25馬力又 は80kW 以下の許可 証に記載さ れている推 進機関の馬 力数以内	10トン以 上13.5 トン未満の 許可証に記 載されてい る船舶の総 トン数以内	65	県内に住所 を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月23日から同年6月6日まで

別記 操業区域

- 1 鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県南あわじ市潮崎とを結んだ直線から以北の海域のうち徳島県海域。ただし、手繰第3種漁業は、共同漁業権の漁場区域を除く。
まんが漁業は、最大高潮時海岸線における徳島県と香川県の境界点と播磨灘本航路灯浮標2号を結んだ直線以東の播磨灘海域のうち徳島県海域。
せき板漁業は、次のイ、ロ、及びハの各点を順次に結んだ直線から以東の播磨灘海域のうち徳島県海域。
イ 最大高潮時海岸線における徳島県と香川県の境界点
ロ イの点と兵庫県姫路市家島町観音崎とを結んだ線と、播磨灘本航路灯浮標2号と同3号を結んだ線との交点
ハ 岡山県備前市日生町鹿久居島東端
- 2 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの5点を順次に結んだ直線と、阿南市椿町蒲生田岬灯台と和歌山県日高郡日ノ御埼灯台とを結んだ直線との間の海域のうち徳島県海域。
イ 徳島県撫養港口灯台
ロ 徳島県徳島市地先於亀瀬灯台と和歌山県和歌山市紀ノ川河口左岸とを結んだ直線と、撫養港灯台と和歌山県日高郡日ノ御埼大倉礁とを結んだ直線との交点
ハ 紀ノ川河口左岸と於亀瀬灯台とを結んだ直線と、和歌山県和歌山市虎島頂上と徳島県阿南市伊島町前島西端とを結んだ直線との交点
ニ 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県南あわじ市沼島南端とを結んだ直線と、虎島頂上と前島西端とを結んだ直線との交点
ホ 田倉崎